

## 大鰐町おためし居住体験事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、移住の促進を図るため、大鰐町へ移住を検討している者に対し一時的な生活体験をする機会を提供するおためし居住体験事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 おためし居住体験に参加できる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、18歳未満の者のみによる参加は認めないものとする。

- (1) 町への移住又は二地域居住を検討している者及びその者と同居若しくは同居しようとしている者
- (2) 県外に住所を有している者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2項第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員でない者

### (参加申請)

第3条 おためし居住体験に参加しようとするときは、大鰐町おためし居住体験参加申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に参加者の現住所地を確認することができる本人確認書類の写しを添えて町長に提出しなければならない。

2 申請書は、参加希望日の2週間前までに町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

### (参加承認)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その

内容を審査し、参加を承認したときは、大鰐町おためし居住体験参加承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を交付するものとする。

2 町長は、前項の承認に際し、実施上必要な条件を付すことができる。

3 町長は、第1項の規定による審査の結果、適当でないと認めるときは、大鰐町おためし居住体験参加不承認書（様式第3号）を交付するものとする。

（利用期間等）

第5条 おためし居住体験の利用期間は、1回につき3日以上7日以内とし、原則土曜日、日曜日、祝日のみの利用は認めないものとする。

2 同一の対象者による利用は、1年度につき1回までとし、年度をまたぐ利用は認めないものとする。

3 利用期間は、前条に規定する承認書に記載された利用期間の満了により終了するものとし、更新は行わないものとする。

（利用料）

第6条 おためし居住体験に係る宿泊施設の利用料は、1泊につき1人あたり2千円とし、宿泊先に直接支払うものとする。ただし、18歳未満の者については無料とする。

2 町長が別に定めるおためし居住体験に係る選択体験を利用する場合、当該選択体験の利用料は無料とする。

（遵守事項）

第7条 第4条第1項の規定による承認書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）善良に利用するものとし、火災及び盗難の予防のため

に細心の注意を払うこと

(2) 前号に掲げるもののほか、おためし居住体験の利用に関し、町長が遵守する必要があると認める事項

(禁止行為)

第8条 おためし居住体験時、利用者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 寄付の募集その他これに類する行為

(2) 事業又は営業

(3) 興業、展示会その他これらに類する催し

(4) 文書図面その他の物の掲示又は配布

(5) 政治活動又は宗教活動

(6) 動物の飼育

(7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為

(8) 建物の建築又は工作物の設置

(9) 前各号に掲げるもののほか、おためし居住体験に町長がふさわしくないと認める行為

(承認の取消)

第9条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により参加の承認を受けたとき。

(3) 利用者が利用の取り消しを申し出たとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が利用の承認を取り消す必要があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により当該利用者の利用の承認を取り消したときは、大鰐町おためし居住体験参加承認取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。